

飯地地域の交通空白地有償運送の運行更新について

1. 概要及び目的

飯地地区の公共交通機関の状況は、中学生の通学時間帯に運行する市自主運行バスと、飯地町内及び飯地町内と市自主運行バス中野方線の笠置峡バス停の区間を運行する公共交通空白地有償運送事業「いいじ里山バス」となっている。

市自主運行バスは、バス事業者の運転手不足や利用の低い路線については路線を維持することが困難な状況であり、移動制約者や住民に対する十分な輸送サービスの確保も困難な状況である。これを補完するために、平成 28 年 10 月より飯地地域自治区運営委員会が運行主体となり交通空白地有償運送事業を開始した。

この地域で、安心して快適な生活をするために、以前より課題であった高校生の通学手段の確保及び高齢者の生活の足として徐々に定着している。自主運行バスではカバーできない地域課題に対して、地域住民が主体となって地域の実情に合わせた柔軟な運行を実施することを目的として、交通空白地有償運送事業「いいじ里山バス」を市と地域が協力しながら事業を継続する。

2. 運行主体

飯地地域自治区運営委員会（飯地地域自治区協議会の下部組織）

規約 別紙 1 のとおり

3. 運送の区域及び区域内の人口

飯地町地内及び飯地町地内から笠置町「笠置峡バス停」までを区域とする

飯地町の人口 547 名（令和 6 年 6 月 1 日現在）

4. 運送する旅客の範囲（対象者）

（1）運行地域内の住民、その親族、その他地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって、運行事業者において会員登録（名簿作成）を受けた者。

※ 名簿には住所、氏名、その他必要事項を記載する。

（2）上記（1）の会員登録に記されている者の同伴者。

（3）上記（1）、（2）に掲げる者の他、名簿に記載されていない来訪者又は滞在者のうち地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者でない者。ただし、（3）の旅客については、交通が著しく不便であることその他交通の手段の確保を図ることが必要な事情があることを恵那市長が

認めた場合として、市内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることが確認できた場合に限る。(公共交通会議への報告事項)

5. 運賃（旅客の対価）

(1) 1 乗車 200 円（中野方線への乗り継ぎ含む）

- ・大人運賃：中学生以上
- ・小人運賃：小学生以下 100 円
- ・幼児（満 1 才～6 才）は同伴者一人につき一人無料（二人目以降は 100 円）
- ・乳児（満 1 才未満）は無料

6. 運行時刻

時刻表 別紙 2 のとおり ※令和 5 年 6 月 1 日改正

7. 運行の車両及び運転手

定員 10 人乗り車両により運行し、飯地財産区所有の定員 8 人乗り車両及び NPO 法人所有の定員 4 人乗り軽自動車で運行を補完するものとする。

運転手は、岐阜県自家用有償旅客運送運転者講習を修了した者により運行。

8. 地域内の公共交通の現状

恵那市自主運行バス（飯地線） 別紙 2 のとおり

※スクールバス機能併用による時間帯以外に乗車できる時間の運行は無い。

タクシー会社の営業所・待機所など 無し

9. 運行更新期間

令和 6 年 10 月 3 日より 3 年間

飯地地域自治区運営委員会規約

（名 称）

第 1 条 本会は、飯地地域自治区運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

（事 務 所）

第 2 条 運営委員会の事務所は、恵那市飯地町 68 番地 1 に置く。

（目 的）

第 3 条 運営委員会は、地域計画を遂行するため、中心となって地域のまちづくり活動を総合的、包括的にマネジメントし、地域の特性を活かしたまちづくりや、暮らしやすいまちづくりを進めることを目的とする。

（役 割）

第 4 条 運営委員会は、前条の目的を達するために、次のことを行う。

- （１）まちづくり活動団体の連携及び調整に関すること
- （２）まちづくり活動に係る学習機会の提供及び調査研究
- （３）地域計画の目標を達成するための事業計画の企画立案
- （４）情報の発信と収集
- （５）飯地高原自然テント村の運営管理に関すること
- （６）飯地有償運送事業の運行管理に関すること
- （７）地域のまちづくり活動補助金に関すること
- （８）地域自治区活動交付金に関すること
- （９）その他、運営委員会の目的達成に必要な活動

（委 員）

第 5 条 運営委員会は、第 3 条の目的を達成するため、飯地自治区協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から、次に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- | | |
|---------------------|-----|
| （１）協議会事務局長 | 1 名 |
| （２）協議会自治会選出委員 | 3 名 |
| （３）地域計画に基づくまちづくり部会長 | 4 名 |

（任 期）

第 6 条 委員の任期は、原則 2 年とし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役 員）

第 7 条 運営委員会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| （１）委員長 | 1 名 |
| （２）副委員長 | 1 名 |

2. 役員は、委員の互選による。

3. 役員の任期は、第6条の委員の任期と同一とする。

(役員の職務)

第8条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第9条 委員の下に事務従事者を置くことができる。

(会議)

第10条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長に当たる。

2. 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3. 会議の議決は、出席した委員の過半数の賛成をもって成立する。ただし可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4. 会議で決定された事項については、飯地自治区協議会において報告を行い審査、承認を受けるものとする。

5. 委員長は、必要があると認めるときは、有識者、関係団体等の者を会議に招集し意見を求めることができる。

(会計)

第11条 運営委員会の経費は、市からの交付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2. 運営委員会の会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(手当)

第12条 運営委員会の事務従事に係る手当は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年9月3日に制定し、平成28年4月1日から施行する。ただし、それまでの期間、暫定委員による準備委員会を組織し、この自治区運営を行うものとする。

2 一部改正 この規約は、平成29年9月29日から施行する。

3 一部改正 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

恵那市自主運行バス時刻表

令和5年6月1日改正

別紙 2

[illegible]

※運休日：土・日・祝 12/29～1/3、8/13～8/15
※時刻が明記してある便は飯地線の時刻となります

[illegible]

5